

議案第 8 4 号

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正に
ついて

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように定めるものとする。

平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町スポーツ施設の管理及び運営について平成 2 7 年
4 月 1 日から全施設を指定管理者が行うことに伴い、この条例の一部を改正するた
め必要があるからである。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例（平成6年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書及び各号を削る。

第7条第1号中「別表」を「別表第1」に改める。

第8条第1項中「利用施設等」を「施設」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「教育委員会又は」を削り、「利用施設等」を「施設」に改める。

第9条及び第10条ただし書中「教育委員会又は」を削る。

第11条中「この条例及びこれに基づく規則の規定並びに」を「この条例の規定並びに」に改め、「教育委員会又は」を削る。

第12条中「教育委員会又は」を削る。

第13条見出し中「使用料又は」を削り、同条第3項中「教育委員会又は」及び「使用料又は」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「使用料又は」を削り、同項ただし書中「教育委員会又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中「別表第2から第5に定める使用料又は」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

利用料金は、別表第2から別表第4に定める区分により、その範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

第16条を削り、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（利用時間及び休場日）

第14条 施設の利用時間及び休場日は、次の表に定めるところによる。

施設名	利用時間	休場日
大口町野球グラウンド	7時から19時まで	12月28日から翌年1月4日
大口町テニスコート（1面）	7時から19時まで	

大口町総合運動場テニスコート（１面）	７時から２１時３０分まで	まで
大口町総合運動場多目的運動場	７時から２１時３０分まで	
わかしゃち国体記念運動公園	７時から１９時まで	
河北グラウンド	７時から１９時まで	
秋田グラウンド	７時から１９時まで	
大口町屋内運動場	７時から２１時まで	

- ２ 指定管理者は、必要と認めるときは、前項に規定する施設の利用時間及び休場日を、教育委員会の承認を得て変更することができる。

本則に次の１条を加える。

（委任）

第１７条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

別表第２及び第３を次のように改める。

別表第２（第１３条関係）

大口町スポーツ施設の利用料金

区 分	時 間	２時間当たりの基準額
大口町野球グラウンド		６１０円
大口町テニスコート（１面）		３００円
大口町総合運動場テニスコート（１面）		３００円
大口町総合運動場多目的運動場		６１０円
わかしゃち国体記念運動公園		６１０円
河北グラウンド		６１０円
秋田グラウンド		６１０円

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の基準額は、表に定める額の2倍とする。
- 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の基準額は、表に定める額の2倍とする。

別表第3（第13条関係）

大口町屋内運動場の利用料金

区 分	時 間	1時間当たりの基準額
屋内運動場		5 1 0 円
照明		2 5 0 円

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の基準額は、表に定める額の2倍とする。
- 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の基準額は、表に定める額の2倍とする

別表第4を削る。

別表第5中「利用料金」を「基準額」に改め、同表備考1及び2中「利用料金」を「基準額」に改め、同表を別表第4とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例第8条第1項ただし書の規定による許可を受けているものは、この条例による改正後の大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。
- 3 新条例第13条の規定による利用料金については、この条例の施行の日以後に許可を受けたものについて適用し、同日前に許可を受けたものについては、なお従前の例による。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(施設の管理及び運営) 第4条 大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にスポーツ施設の管理及び運営を行わせるものとする。	(施設の管理及び運営) 第4条 大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にスポーツ施設の管理及び運営を行わせるものとする。<u>ただし、次の各号に掲げる施設については、教育委員会が管理及び運営を行うものとし、その管理を委託することができるものとする。</u> (1) <u>大口町野球グラウンド</u> (2) <u>大口町テニスコート</u> (3) <u>大口町屋内運動場</u>
(指定管理者の業務の範囲) 第7条 指定管理者は次に掲げる業務を行う。 (1) <u>別表第1</u>に掲げる大口町スポーツ施設の利用の許可、取消し等に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収等に関する業務 (3) 施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務 (4) その他教育委員会が必要と認める業務	(指定管理者の業務の範囲) 第7条 指定管理者は次に掲げる業務を行う。 (1) <u>別表</u>に掲げる大口町スポーツ施設の利用の許可、取消し等に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収等に関する業務 (3) 施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務 (4) その他教育委員会が必要と認める業務
(利用の許可) 第8条 <u>施設</u>を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、<u>施設</u>の管理及び運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。	(利用の許可) 第8条 <u>利用施設等</u>を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。<u>ただし、第4条各号に規定する施設を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u> 2 <u>教育委員会</u>又は指定管理者は、<u>利用施設等</u>の管理及び運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

新	旧
(利用の不許可) 第9条 指定管理者は、施設を利用しようとする者が、公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき又は管理上支障があるときは、利用を許可しない。 (特別の設備) 第10条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。 (利用者の義務) 第11条 利用者は、施設の利用に際しては、<u>この条例の規定並びに第8条第2項の規定により許可に付された条件及び指定管理者の指示に従わなければならない。</u> (許可の取消し及び利用の中止命令) 第12条 指定管理者は、利用者が前条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。 (利用料金) 第13条 <u>利用料金は、別表第2から第4に定める区分により、その範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</u> 2 利用者は、<u>前項の利用料金を前納しなければならない。</u> 3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、	(利用の不許可) 第9条 <u>教育委員会又は</u>指定管理者は、施設を利用しようとする者が、公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき又は管理上支障があるときは、利用を許可しない。 (特別の設備) 第10条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、<u>教育委員会又は</u>指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。 (利用者の義務) 第11条 利用者は、施設の利用に際しては、<u>この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第8条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会又は指定管理者の指示に従わなければならない。</u> (許可の取消し及び利用の中止命令) 第12条 <u>教育委員会又は</u>指定管理者は、利用者が前条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。 (<u>使用料又は</u>利用料金) 第13条 利用者は、<u>別表第2から第5に定める使用料又は利用料金を前納しなければならない。</u> 2 既納の<u>使用料又は</u>利用料金は、還付しな

新	旧																											
指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。 4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第1項の利用料金を減免することができる。 (利用時間及び休場日) 第14条 施設の利用時間及び休場日は、次の表に定めるところによる。 <table><tr><th>施設名</th><th>利用時間</th><th>休場日</th></tr><tr><td>大口町野球グラウンド</td><td>7時から 19時まで</td><td>12月28 日から翌年 1月4日まで</td></tr><tr><td>大口町テニスコート（1面）</td><td>7時から 19時まで</td><td></td></tr><tr><td>大口町総合運動場テニスコート（1面）</td><td>7時から 21時30分まで</td><td></td></tr><tr><td>大口町総合運動場多目的運動場</td><td>7時から 21時30分まで</td><td></td></tr><tr><td>わかしゃち国体記念運動公園</td><td>7時から 19時まで</td><td></td></tr><tr><td>河北グラウンド</td><td>7時から 19時まで</td><td></td></tr><tr><td>秋田グラウンド</td><td>7時から 19時まで</td><td></td></tr><tr><td>大口町屋内運動場</td><td>7時から 21時まで</td><td></td></tr></table> 2 指定管理者は、必要と認めるときは、前項に規定する施設の利用時間及び休場日を、教育委員会の承認を得て変更することができる。 第15条 略	施設名	利用時間	休場日	大口町野球グラウンド	7時から 19時まで	12月28 日から翌年 1月4日まで	大口町テニスコート（1面）	7時から 19時まで		大口町総合運動場テニスコート（1面）	7時から 21時30分まで		大口町総合運動場多目的運動場	7時から 21時30分まで		わかしゃち国体記念運動公園	7時から 19時まで		河北グラウンド	7時から 19時まで		秋田グラウンド	7時から 19時まで		大口町屋内運動場	7時から 21時まで		い。ただし、<u>教育委員会又は指定管理者</u>が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。 3 <u>教育委員会又は指定管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第1項の<u>使用料又は利用料金</u>を減免することができる。 第14条 略
施設名	利用時間	休場日																										
大口町野球グラウンド	7時から 19時まで	12月28 日から翌年 1月4日まで																										
大口町テニスコート（1面）	7時から 19時まで																											
大口町総合運動場テニスコート（1面）	7時から 21時30分まで																											
大口町総合運動場多目的運動場	7時から 21時30分まで																											
わかしゃち国体記念運動公園	7時から 19時まで																											
河北グラウンド	7時から 19時まで																											
秋田グラウンド	7時から 19時まで																											
大口町屋内運動場	7時から 21時まで																											

新	旧																																		
第 1 6 条 略 (委任) 第 1 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。 別表第 2 (第 1 3 条関係) <table> <caption>大口町スポーツ施設の利用料金</caption> <tr> <th>区分</th><th>時間 2 時間当たりの基準額</th></tr> <tr> <td>大口町野球グラウンド</td><td>6 1 0 円</td></tr> <tr> <td>大口町テニスコート (1 面)</td><td>3 0 0 円</td></tr> <tr> <td>大口町総合運動場テニスコート (1 面)</td><td>3 0 0 円</td></tr> <tr> <td>大口町総合運動場多目的運動場</td><td>6 1 0 円</td></tr> <tr> <td>わかしゃち国体記念運動公園</td><td>6 1 0 円</td></tr> <tr> <td>河北グラウンド</td><td>6 1 0 円</td></tr> <tr> <td>秋田グラウンド</td><td>6 1 0 円</td></tr> </table> 備考	区分	時間 2 時間当たりの基準額	大口町野球グラウンド	6 1 0 円	大口町テニスコート (1 面)	3 0 0 円	大口町総合運動場テニスコート (1 面)	3 0 0 円	大口町総合運動場多目的運動場	6 1 0 円	わかしゃち国体記念運動公園	6 1 0 円	河北グラウンド	6 1 0 円	秋田グラウンド	6 1 0 円	第 1 5 条 略 (委任) 第 1 6 条 この条例に定めるもののほか、第 4 条各号に規定する施設について必要な事項は、規則で定める。 別表第 2 (第 1 3 条関係) <table> <caption>大口町スポーツ施設の使用料</caption> <tr> <th>施設名 大口町野球グラウンド</th><th>大口町テニスコート</th></tr> <tr> <th>利用者区分 町内</th><th>町内 (一面)</th></tr> <tr> <td>使用料及び利用時間</td><td></td></tr> <tr> <td>午前 7 時 30 分から 午前 9 時 30 分まで</td><td>円 円 6 1 0 3 0 0</td></tr> <tr> <td>午前 9 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで</td><td>6 1 0 3 0 0</td></tr> <tr> <td>午前 11 時 30 分から 午後 1 時 30 分まで</td><td>6 1 0 3 0 0</td></tr> <tr> <td>午後 1 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで</td><td>6 1 0 3 0 0</td></tr> <tr> <td>午後 3 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで</td><td>6 1 0 3 0 0</td></tr> <tr> <td>午後 5 時 30 分から 午後 7 時 30 分まで</td><td>6 1 0 3 0 0</td></tr> </table> 備考	施設名 大口町野球グラウンド	大口町テニスコート	利用者区分 町内	町内 (一面)	使用料及び利用時間		午前 7 時 30 分から 午前 9 時 30 分まで	円 円 6 1 0 3 0 0	午前 9 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	6 1 0 3 0 0	午前 11 時 30 分から 午後 1 時 30 分まで	6 1 0 3 0 0	午後 1 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで	6 1 0 3 0 0	午後 3 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで	6 1 0 3 0 0	午後 5 時 30 分から 午後 7 時 30 分まで	6 1 0 3 0 0
区分	時間 2 時間当たりの基準額																																		
大口町野球グラウンド	6 1 0 円																																		
大口町テニスコート (1 面)	3 0 0 円																																		
大口町総合運動場テニスコート (1 面)	3 0 0 円																																		
大口町総合運動場多目的運動場	6 1 0 円																																		
わかしゃち国体記念運動公園	6 1 0 円																																		
河北グラウンド	6 1 0 円																																		
秋田グラウンド	6 1 0 円																																		
施設名 大口町野球グラウンド	大口町テニスコート																																		
利用者区分 町内	町内 (一面)																																		
使用料及び利用時間																																			
午前 7 時 30 分から 午前 9 時 30 分まで	円 円 6 1 0 3 0 0																																		
午前 9 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	6 1 0 3 0 0																																		
午前 11 時 30 分から 午後 1 時 30 分まで	6 1 0 3 0 0																																		
午後 1 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで	6 1 0 3 0 0																																		
午後 3 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで	6 1 0 3 0 0																																		
午後 5 時 30 分から 午後 7 時 30 分まで	6 1 0 3 0 0																																		

新	旧																					
1 大口町に在住又は在勤する者以外のも のが利用する場合の基準額は、表に定め る額の2倍とする。 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用 する場合の基準額は、表に定める額の2 倍とする。	1 大口町に在住又は在勤する者以外のも のが利用する場合の使用料は、表に定め る額の2倍とする。 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用 する場合の使用料は、表に定める額の2 倍とする。 3 1 1月から翌年2月までの間における 夜間照明のない施設の利用時間は、午前 7時30分から午後5時30分までとす る。																					
別表第3（第13条関係）	別表第3（第13条関係）																					
大口町屋内運動場の利用料金 <table><tr><th>時間 区分</th><th>1時間当たりの基準額</th></tr><tr><td>屋内運動場</td><td>510円</td></tr><tr><td>照明</td><td>250円</td></tr></table> 備考 1 大口町に在住又は在勤する者以外のも のが利用する場合の基準額は、表に定め る額の2倍とする。 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用 する場合の基準額は、表に定める額の2 倍とする。	時間 区分	1時間当たりの基準額	屋内運動場	510円	照明	250円	大口町屋内運動場の使用料 <table><tr><th>時間 区分</th><th>1時間当たりの町内利用 者の使用料 (午前8時から午後9時)</th></tr><tr><td>運動場使用料</td><td>510円</td></tr><tr><td>照明使用料</td><td>250円</td></tr></table> 備考 1 大口町に在住又は在勤する者以外のも のが利用する場合の使用料は、表に定め る額の2倍とする。 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用 する場合の使用料は、表に定める額の2 倍とする。	時間 区分	1時間当たりの町内利用 者の使用料 (午前8時から午後9時)	運動場使用料	510円	照明使用料	250円									
時間 区分	1時間当たりの基準額																					
屋内運動場	510円																					
照明	250円																					
時間 区分	1時間当たりの町内利用 者の使用料 (午前8時から午後9時)																					
運動場使用料	510円																					
照明使用料	250円																					
	別表第4（第13条関係）																					
	大口町スポーツ施設の利用料金 <table><tr><th rowspan="4">施設名 利用者 区分 利用料 金及び 利用時 間</th><th colspan="2">大口町総合運 動場</th><th>わかし やち国 体記念 運動公 園</th><th>河北グ ラウン ド</th><th>秋田グ ラウン ド</th></tr><tr><th>テニス コート</th><th>多目的 運動場</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>町内 (一 面)</th><th>町内</th><th>町内</th><th>町内</th><th>町内</th></tr></table>	施設名 利用者 区分 利用料 金及び 利用時 間	大口町総合運 動場		わかし やち国 体記念 運動公 園	河北グ ラウン ド	秋田グ ラウン ド	テニス コート	多目的 運動場									町内 (一 面)	町内	町内	町内	町内
施設名 利用者 区分 利用料 金及び 利用時 間	大口町総合運 動場		わかし やち国 体記念 運動公 園	河北グ ラウン ド	秋田グ ラウン ド																	
	テニス コート		多目的 運動場																			
	町内 (一 面)	町内	町内	町内	町内																	

新	旧				
	午前7時30分 から 午前9時30分 まで	円 300	円 610	円 610	円 610
	午前9時30分 から 午前11時30分 まで	300	610	610	610
	午前11時30分 から 午後1時30分 まで	300	610	610	610
	午後1時30分 から 午後3時30分 まで	300	610	610	610
	午後3時30分 から 午後5時30分 まで	300	610	610	610
	午後5時30分 から 午後7時30分 まで	300	610	610	610
	午後7時30分 から 午後9時30分 まで	300	610		

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者以外のも
のが利用する場合の利用料金は、表に定
める額の2倍とする。
- 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用
する場合の利用料金は、表に定める額の
2倍とする。
- 3 11月から翌年3月までの間における
夜間照明のない施設の利用時間は、午前
7時30分から午後5時30分までとす
る。

別表第4（第13条関係）

大口町総合運動場夜間照明施設利用料金

施設名	単位	基準額
多目的運動場	1時間	2, 110円
テニスコート	1時間	300円

別表第5（第13条関係）

大口町総合運動場夜間照明施設利用料金

施設名	単位	利用料金
多目的運動場	1時間	2, 110円
テニスコート	1時間	300円

新			旧		
	(1面)			(1面)	
備考			備考		
1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の <u>基準額</u> は、表に定める額の2倍とする。			1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の <u>利用料金</u> は、表に定める額の2倍とする。		
2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の <u>基準額</u> は、表に定める額の2倍とする。			2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の <u>利用料金</u> は、表に定める額の2倍とする。		
3・4 略			3・4 略		

改正要旨

1 改正の目的

現在、一部のスポーツ施設の管理及び運営を町が行っており、平成27年4月1日から大口町野球グラウンド、大口町テニスコート、大口町屋内運動場を含む全てのスポーツ施設の管理及び運営を指定管理者が行うため改正するものです。

2 改正の概要

第4条関係（施設の管理及び運営）、第8条関係（利用の許可）、第9条関係（利用の不許可）、第10条関係（特別の設備）、第12条関係（許可の取消し及び利用の中止命令）

施設の管理及び運営、利用の許可などは指定管理者が行います。

第7条関係（指定管理者の業務の範囲）

指定管理者は別表第1に掲げる施設の業務を行います。

別表第1

大口町スポーツ施設の名称及び位置

名称	位置
大口町野球グラウンド	大口町丸一丁目38番地1
大口町テニスコート	大口町竹田二丁目202番地3
大口町総合運動場（夜間照明施設）	大口町下小口六丁目150番地
わかしゃち国体記念運動公園	大口町上小口三丁目181番地
河北グラウンド	大口町河北三丁目25番地
秋田グラウンド	大口町秋田二丁目44番地1
大口町屋内運動場	大口町城屋敷一丁目308番地

第11条関係（利用者の義務）

この条例に基づく規則はなくなりました。

第13条関係（利用料金）

第1項 利用料金は、定める範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て

定めれます。

第2項 利用者は利用料金を前納します。

第3項 既納の利用料は還付しないが、指定管理者が相当の理由があると認めたときは一部又は全部を還付します。

第4項 指定管理者は、公益上その他特別な理由があるときは利用料を減免します。

第14条関係（利用時間及び休場日）

第1項 利用時間及び休場日を次の表のとおり定めます。

旧

施設 利用時間	大口町野球グラウンド	大口町テニスコート	大口町総合運動場テニスコート（1面）	大口町総合運動場多目的運動場	わかしやち国体記念運動公園	河北グラウンド	秋田グラウンド
午前7時30分から 午前9時30分まで	円 610	円 300	円 300	円 610	円 610	円 610	円 610
以後2時間ごと	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

新

施設名	利用時間	休場日
大口町野球グラウンド	7時から19時まで	12月28日 から翌年1月 4日まで
大口町テニスコート	7時から19時まで	
大口町総合運動場テニスコート（1面）	7時から21時30分まで	
大口町総合運動場多目的運動場	7時から21時30分まで	
わかしやち国体記念運動公園	7時から19時まで	
河北グラウンド	7時から19時まで	

秋田グラウンド	7時から19時まで	
屋内運動場	7時から21時まで	

第2項 指定管理者は、利用時間及び休場日を教育委員会の承認を得て変更できます。

第17条関係（委任）

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めます。

別表第2（第13条関係）

大口町スポーツ施設利用料金の2時間当たりの基準額を定めます。

区分 \ 時間	2時間当たりの基準額
大口町野球グラウンド	610円
大口町テニスコート	300円
大口町総合運動場テニスコート（1面）	300円
大口町総合運動場多目的運動場	610円
わかしゃち国体記念運動公園	610円
河北グラウンド	610円
秋田グラウンド	610円

別表第3（第13条関係）

大口町屋内運動場の利用料金の1時間当たりの基準額を定めます。

区分 \ 時間	1時間当たりの基準額
屋内運動場	510円
照明	250円

別表第4（第13条関係）

大口町総合運動場夜間照明施設の利用料金の基準額を定めます。

時間 区分	単位	基準額
多目的運動場	1 時間	2, 1 1 0 円
テニスコート	1 時間 (1 面)	3 0 0 円

3 施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日から施行します。